

東日本大震災の復興に向けた寄付税制等に関する要望書

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

3月11日に発生した東日本大震災では、各地のNPOが、懸命に被災者支援活動を行っております。また、累計で約26万人（5月8日現在）のボランティアが炊き出しや泥出し、心のケアなどに奔走しております。

こうした活動を支援するため、ぜひとも以下の寄付税制の拡充やボランティア促進税制の導入をお願いいたします。

【要望内容】

●震災寄付税制（第一弾）の改善・拡充

- ・被災者の生活支援などでは、NPO法人など市民セクターの活動も重要である。震災関連の事業に対するNPO法人など非営利団体への寄付については、所得税や法人税での特例を一層拡充するべきである。

政府は、4月末に成立した被災者支援税制の第一弾において、被災者支援を行う認定NPO法人等への寄付優遇税制を大幅拡充した。これは評価したい。しかし、下記の点は緊急に改善を図り、寄付税制をより一層、拡充していただきたい。

- 震災寄付税制における指定寄付金制度を3月11日以降の寄付金に遡って適用する（現状は指定日以降の寄付金に適用）
- 現地の被災者や活動団体へ助成するなど、間接的な支援を行う認定NPO法人についても、今回の指定寄付金制度の対象にする
- 指定寄付金で受け入れた寄付金の使途について、被災者支援に関連する経常的な人件費も認める（現状は経常的な人件費は対象外）
- 今回の震災寄付税制対象外となっている新公益法人（公益社団・財団法人）や社会福祉法人等へも指定寄付金制度の適用を拡大する

●ボランティア促進税制の導入

- ・既に数万人規模のボランティアが被災地にて、がれきの撤去や炊き出しなどの活動を行っている。阪神大震災に比べ、被災地から遠く離れた地域からもボランティアに駆け付ける市民も多い。こうした震災ボランティア活動に対して、下記のような税制面の支援策を導入していただきたい。

- 震災ボランティア活動に要した経費（交通・宿泊費等）を、所得控除できる特例を創設する（3万円未満は領収書不要、3万円以上は要領収書添付とする）

- 企業等が、従業員を被災地支援NPOスタッフとして出向させる場合に、給与を損金算入できる制度を創設する

●復興に向けた新たな寄付促進税制の導入

- ・ 既に国民や企業、諸外国から寄せられた善意の義援金・活動支援金は1800億円を超しているとも言われている。しかしながら、今後の長期にわたる復興過程を考えれば、政府からの復興資金供給はもちろんのこと、より一層の寄付促進が望まれるのは言うまでもない。

これは単に財源としてではなく、国民一人一人が被災者・被災地を忘れず、復興に意識的に参加するという点でも非常に重要である。また、1400兆円に達する個人金融資産を復興へと繋げるためにも、政府として、以下のような、さらなる寄付促進税制を導入していただきたい。

- 被災者支援を行う認定NPO法人等に対する、有価証券や不動産等の寄付について、みなし譲渡所得課税を自動的に非課税にする。また、被災者支援に供することを条件に売却も可能にする（2年以内の公益目的使用義務も、5年以内に延長する）
- 有価証券や不動産等の資産を売却して現金として、その7割を、被災者支援を行う認定NPO法人等に寄付する場合には、売却益全額を所得税非課税にする特例を創設する

●今後の大規模災害発生に向けた制度化

- 今後、災害救助法が適用対象となる災害が発生した時、自動的に今回と同様の指定寄付金制度等が発動するような制度の創設する